

## 宇治市工事等競争入札心得

### (目的)

第1条 宇治市（以下「市」という。）が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札を行う場合並びに京都府が設置する京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して入札を行う場合（以下「電子入札」という。）における取扱いについては、地方自治法、地方自治法施行令、市財務規則その他法令に定めるもののほか、別に定める要領及びこの心得の定めるところによるものとする。また、随意契約による場合においても原則としてこの心得を準用する。

2 この心得に定められた取扱いであっても、一般競争入札の公告、公募型指名競争入札の実施要領、お知らせ及び指名競争入札の入札通知書等（以下「入札通知等」という。）に指示がある場合は、入札通知等の指示する取扱いによる。

### (電子入札対象案件)

第2条 電子入札の対象案件は、入札の公告又は入札通知等において、電子入札である旨、記載がある案件とする。

### (利用者登録)

第3条 電子入札に参加しようとする者（以下「電子入札参加者」という。）は、個別案件の手続を行う前に、電子入札システムに電子入札参加にあたり必要となる電子入札参加者の情報の登録（以下「利用者登録」という。）を行わなければならない。

2 電子入札システムの利用者登録をした者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合には、直ちに利用者登録の変更を行わなければならない。

### (入札参加資格等)

第4条 入札参加者（紙入札方式のみで行われる入札（以下「通常入札」という。）に参加しようとする者、電子入札参加者及び電子入札において発注者の承諾を得て紙入札により入札に参加しようとする者（以下「紙入札者」という。）をいう。以下同じ。）のうち一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告で示す入札参加資格申請書（資格確認資料を含む。）を提出して、入札参加資格の確認を受けなければならない。

2 入札参加者のうち公募型指名競争入札に参加しようとする者（競争入札等参加資格を有する者に限る。）は、入札参加表明書（添付資料を含む。）を提出して、指名のための選考を受けなければならない。

3 入札には、第1項の場合については一般競争入札資格確認通知を受けた者、前項の場合については入札通知を受けた者でなければ参加することはできない。

(入札参加資格等の取消)

第5条 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者のほか、次のいずれかに該当する場合、ただちに申し出なければならない。

- (1) 申請した区分又は種類等に必要な許可・登録等を失ったとき。
- (2) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者となったとき。

2 前項に該当した者に対して行った一般競争入札資格確認通知及び指名競争入札の指名は、これを取消するとともに入札参加資格者の登録はこれを取消す。

第6条 入札参加者が、市の競争入札等参加資格の停止に関する要領に該当し、競争入札等参加資格の停止などの決定を受けたときは、原則として当該入札への参加資格を取消す。なお、競争入札等参加資格の停止に関する要領における措置要件に至ったときは、必ず申し出ること。

(入札保証金等)

第7条 入札参加者は、市財務規則第105条第1項に規定された額の入札保証金を納めなければならない。ただし、市財務規則第172条に規定する有価証券又は市長が確実に認める金融機関の保証の提供をもって代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とし、保証額を前項の入札保証金額とする入札保証保険契約（定額てん補保証に限る。）を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金を免除する。

3 前項に定めるもののほか、市財務規則第105条の3第2号及び第3号に定める事由により、入札保証金の納付を免除することがあるが、この場合は入札通知等に明示する。

(入札を行うことができる者)

第8条 入札を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 入札参加者又はその代表者
- (2) 年間委任状により契約等の権限を入札参加者から委任された支店長等（以下「支店長等」という。）
- (3) 当該入札に関する権限を入札参加者又は支店長等から委任された者

2 前項の規定にかかわらず、電子入札に利用できるＩＣカード（宇治市建設工事等電子入札運用基準第2条第1項第7号に規定する「ＩＣカード」をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者のＩＣカードとする。

- (1) 入札参加者又はその代表者
- (2) 支店長等

3 代理人が入札しようとするときは、委任状を提出しなければならない。

4 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を代理人

とすることができない。

- 5 入札参加者（その代表者及び代理人を含む。以下この条において同じ。）は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、当該入札について他の入札参加者の I C カードを使用して入札することはできない。

#### （代理入札）

第 9 条 代理入札は、入札参加者が法人であるときは、その法人の役員又は社員、個人であるときはその使用人又は生計を一にする親族（以下「社員等」という。）を代理人とする場合に限り、これを認める。

- 2 前項に該当して入札の代理人となることが認められる者であっても、この者が市の入札参加資格者名簿の建設工事、測量・コンサルタント等業務、物品等の供給及び役務の提供の同一区分で登録のある他の者（以下「他の登録業者」という。）及びその者の社員等である場合は、この者を入札の代理人と認めない。

- 3 入札参加者が共同企業体、事業協同組合、漁業組合及び企業組合等（以下「共同企業体」という。）である場合は、共同企業体等の各構成員の社員等について代理入札を認める。ただし、この者が当該共同企業体等の各構成員以外の他の登録業者の社員等である場合にはこれを認めない。

第 10 条 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札参加者の記名押印をもって受任者（代理人）及び受任者（代理人）使用印鑑を指定した委任状を入札執行前に提出しなければならない。

第 11 条 入札者は、当該入札に対する他の入札参加者の入札代理人となることはできない。

第 12 条 入札参加者は第 6 条に該当し、競争入札の参加資格を停止されている者、又はその停止の措置要件となった行為を行った者を入札代理人とすることはできない。

#### （入札場の規律）

第 13 条 入札関係者以外の者は、入札場に立ち入ることはできない。

- 2 入札者は、入札場においては、入札担当職員の指示に従わなければならない。

- 3 入札執行職員は、入札者が指示に従わないおそれがあると認められるとき、入札に関し不正若しくは妨害の行為をするおそれがあると認められるとき又はこれらの行為をしたときは、当該入札者に対し、入札場への入場を拒み又は入札場からの退場を命ずることができる。

- 4 入札場内では、携帯電話の使用を禁止する。携帯電話を持ち込む場合は電源を切ること。また、私語等の行為はこれを禁止する。

#### （入札等）

第 14 条 第 8 条第 1 項に掲げる者（以下「入札者」という。）は、入札にあたっては、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

2 入札参加者は、仕様書、図面、契約約款、その他関係書類（以下「設計図書類」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。

3 入札参加者は、設計図書類に疑義があるときは、入札通知等により質疑の手續が指示されている場合を除き、入札（電子入札の場合は入札開始）日の 3 日前（休日等を除く。）までに、質疑事項を文書により提出しなければならない。この場合、回答は文書により行うこととし、入札（電子入札の場合は入札開始）日の 2 日前の午後 1 時以降に回答文書を配布する。なお、回答文書は、設計図書類に追加された事項であり、本条第 5 項を適用する。ただし、回答文書に疑義があるときはただちに申し出ること。

4 予定価格等の事後公表を施行する建設工事において、入札参加者は、予定価格に疑義があるときは、公告等により質疑の手續が指示されている場合を除き、予定価格を公表した日（入札期間終了当日）から起算して 3 日後（休日等を除く。）の正午までに、質疑事項を文書により提出しなければならない。この場合、回答は文書により行うこととし、質疑締切後 3 日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。ただし、回答文書に疑義があるときはただちに申し出ること。

5 入札参加者は、入札後、この心得、設計図書類についての誤記、脱落及び不明を理由として、異議の申立をすることはできない。また、落札者はそのことを理由として、契約の締結の拒否又は契約金額の増額の請求をすることはできない。

6 第 2 項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、入札通知等において単価によることを指示した場合には、その指示する取扱いによる。

7 入札者は、通常入札でかつ予定価格 200 万円以上の工事案件の場合、入札に際し積算内訳書（以下「内訳書」という。）を必ず持参し、落札候補者となった場合、内訳書を提出しなければならない。ただし、必要と認められる場合には、当該入札に参加している全者に内訳書の提出を求めることがある。

8 入札者は、電子入札の場合、電子入札システムの入札書受付締切日時までに電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、内訳書とともに入札書の電子提出（運用基準第 2 条第 1 項第 3 号に規定する「提出」をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

9 郵送による入札は、入札条件に明示した場合及び市が指示した場合に限り、これを行うことができる。

10 入札者は、いったん入札書を入札箱に投函し、若しくは電子提出をし、又は前項で定めるところにより郵便で提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることはできない。

11 通常入札の場合において、入札者以外の者は入札場に立ち入ってはならないが、補助入札者を同席させる場合は、あらかじめ入札担当職員の許可を得ること。入札者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印鑑に限る。押印について

は以下同じ。)の上、あらかじめ入札通知等に示した日時及び場所において、入札担当職員の指示により金額記載面を内側に折り込んで入札箱に投入しなければならない。なお、封筒は不要とする。ただし、競争見積等により契約課に提出を要する場合は、封筒に封入し、案件名、商号又は名称を記載すること。

第15条 指名競争入札の場合は、入札参加者が1名のときは入札を執行しない。この場合、再度入札の場合も同様とする。

2 公募型指名競争入札の場合は、入札参加者が1名でも原則として入札を執行する。ただし、再度入札は執行しない。なお、同様の案件の発注に際しては、公募条件等の設定について検討及び変更を行うものとする。

3 一般競争入札の場合は、入札参加者が1名でも原則として入札を執行する。ただし、再度入札は執行しない。なお、同様の案件の発注に際しては参加資格等の設定について検討及び変更を行うものとする。

4 随意契約(競争見積)の場合は、見積書提出者が1名でも原則として見積を執行する。

第16条 郵便による入札は、入札通知等及びその他の方法により市が指示した場合以外は認めない。

第17条 無効の入札をした者は、応札の資格を失うとともに入札場から退場させる場合がある。

#### (入札辞退)

第18条 入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 通常入札の場合、入札執行前には、入札辞退届を提出すること。また、入札執行中には、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出することとする。

(2) 電子入札の場合、電子入札システムにおいて辞退の登録をするものとする。ただし、紙入札者においては、前号の規定によるものとする。

2 前項の規定によらず、正当な理由なく入札に参加しなかった場合は、入札等に関する不適切行為として、1カ月の指名停止措置を行う。ただし、電子入札による場合を除く。

3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱を受けるものではないが、辞退を頻繁に行った場合には、理由書の提出を求めるか、事情聴取を実施する場合がある。

#### (公正な入札の確保)

第19条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札参加者は、資格確認通知等を受理して以降入札までの間、入札の公平性、透明性を損なわない事項で、業務実施上、特に必要があると発注者が認める場合を除き、発注者側の職員に対して面談等を行ってはならず、これに抵触する場合には、次条に定める措置を講じるとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為として、公正取引委員会に通知することがある。
- 5 入札参加者は、談合情報があった場合には、発注者の事情聴取等に協力しなければならない。談合等不正行為が判明したときは、当該入札に係る契約は行わない。契約締結後においては、これを解除することがある。
- 6 前項により契約を解除した場合、当該契約解除により生じる宇治市の損害金については、当該契約の相手方に、契約解除に係る違約金に追加して契約金額の100分の20を請求する。
- 7 契約の履行が完了した後に談合等不正行為が判明した場合、当該不正行為により生じる宇治市の損害金については、当該契約の相手方に、契約金額の100分の20を請求する。

(入札の取りやめ等)

- 第20条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 2 予定価格の誤りが判明するなど公正な入札執行に支障があると認められるときは、入札の執行を取りやめる。
  - 3 災害その他やむをえない理由があるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

- 第21条 次の各号の一に該当する者のした入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する資格(第4条第1項で確認した資格又は指名競争入札参加資格をいう。)のない者
  - (2) 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のICカードを使用しての入札を含む。)をした者
  - (3) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者
  - (4) 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した者
  - (5) その他不正の目的を持ってICカードを使用した者

- (6) 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者
- (7) 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者
- (8) 氏名、印鑑（電子署名を含む。）若しくは必要な文字が脱落又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者
- (9) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者
- (10) 委任状を持参しない代理人
- (11) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者
- (12) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (13) 予定価格を公表している場合は、予定価格を上回る入札
- (14) 再度入札における前回の最低入札額以上の価格の入札
- (15) 最低制限価格が設定されている場合は、最低制限価格未満の価格の入札
- (16) その他入札に関する指定事項や条件に違反した入札

#### (内訳書の提出)

第22条 予定価格が200万円以上の工事案件については、入札と同時に市が指定した様式の内訳書を提出しなければならない。ただし、通常入札の場合、内訳書の提出は落札候補者のみで可とする。また、次の各号の一に該当するような内訳書は、失格とする。

- (1) 工事名、商号、代表者氏名のうちいずれかひとつでも脱落しているもの
- (2) 他の工事名や、異なる商号、代表者氏名が記載されているもの（明らかな誤記を除く。）
- (3) 入札額と一致しない工事価格が記載されているもの
- (4) 市が案件ごとに準備する提出用内訳書（以下「提出用内訳書」という。）に記載された全項目及びそれに対応する金額のうちいずれかひとつでも確認できないもの
- (5) 計算に誤りがあるもの
- (6) 提出用内訳書に記載のない工種や種別が記載されているもの

#### (入札書等の取扱い)

第23条 提出された入札書（電子入札システムによるものを含む。）は、開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏な行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

#### (落札者の決定)

第 24 条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。

- 2 低入札価格調査制度が採用されているときは、調査の結果によっては予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者以外の者を落札者とすることがある。
- 3 最低制限価格が設定されているときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、第 22 条に掲げるような内訳書の提出が必要な案件においては、落札者は一旦落札候補者となり、内訳書の確認後、失格で無ければ落札者となる。落札候補者が失格した場合には、内訳書の確認を次の落札候補者に対して順次行い、落札者を決定するものとする。
- 4 総合評価方式を採用した場合は、予定価格の制限の範囲内で、価格及びその他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申し込みした者を落札者とする。ただし、第 22 条に掲げるような内訳書の提出が必要な案件においては、落札者は一旦落札候補者となり、内訳書の確認後、失格で無ければ落札者となる。落札候補者が失格した場合には、内訳書の確認を次の落札候補者に対して順次行い、落札者を決定するものとする。
- 5 第 1 項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者の入札額に基づく契約が、独占禁止法及び地方自治法に違反する恐れがある場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者以外の者を落札者とすることがある。

(同価入札者の落札決定)

第 25 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、通常入札の場合については当該入札者にくじを引かせ、電子入札の場合については電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号により決まるくじ番号によりくじを実施し、落札者を定めるものとする。

- 2 前項の場合（通常入札の場合に限る。）において、くじの該当者は、くじ引きを辞退してはならない。
- 3 電子入札の場合については、第 1 項のくじ番号を入力していない入札書は無効とする。ただし、紙入札者の入札書にくじ入力番号が記載されていない場合においては、運用基準第 18 条第 5 項の定めるところにより、当該入札者のくじ入力番号を 001 とする。

(入札の回数)

第 26 条 予定価格の事前公表を行った入札の回数は、1 回とする。

第 27 条 入札において、予定価格の制限に達した価格の入札をした者がいないときは再度入札を行う。ただし、予定価格を事前に公表している場合は、原則として再度入札を行わない。

- 2 前項の再度入札は、原則として 1 回（初回を入れて計 2 回）を限度として行うが、打ち切る場合もある。

3 再度入札は、前回の入札に参加した者のみで行うが、その入札で無効の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(保留)

第 28 条 次の各号のいずれかに該当する場合で、直ちに落札決定をすることが不適切又は困難と判断したときは、落札決定を保留する。落札者の決定を保留した場合は、必要な調査等により履行の可否を確認のうえ、必要な措置を行う。

- (1) 談合情報等があること又は提出された内訳書の調査結果等により、入札参加者が連合し、不穏な行動をなす等公正な入札を執行することができないおそれがあり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為の有無等について調査等を要すると判断される時。
- (2) その他入札執行中に通常予想することができない事象等が発生し、規則等の規定によっても即時に対処できない等の状況があるとき。
- (3) 低入札価格調査制度に抵触する応札がなされた場合又は著しく低価格の応札がなされたとき。

(契約保証金)

第 29 条 落札者は、契約締結にあたって、契約代金の 100 分の 10 以上に相当する保証金を納めなければならない。ただし、低入札価格調査制度の調査対象となる応札がなされ、契約締結に至る場合、落札者は契約代金の 100 分の 20 以上に相当する保証金を納めなければならない。

この場合、次の各号に掲げる契約代金の 100 分の 10 以上（低入札価格調査制度適用の場合は、100 分の 20 以上）に相当する担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 市財務規則第 172 条に規定する有価証券
- (2) 市が確実と認める金融機関の保証
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

2 前項にかかわらず、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約の締結、又はこの契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（保証金額は、契約保証金相当額）により契約保証金を免除する。また、入札通知等で契約保証金を免除することを明示した場合も契約保証金を免除する。

3 前項に定めるほか、市財務規則第 115 条の 3 第 3 号、第 6 号及び第 8 号に定める事由により契約保証金を免除することがあるが、この場合は入札通知書及び落札決定通知書に明示する。

(契約書等の提出)

第30条 落札者は、落札決定の通知書に契約予定日を記載するので、その日までに記名押印した契約書、宇治市暴力団排除条例第10条第5項に定める誓約書を提出しなければならない。なお、契約書は必要に応じて印紙を貼付し、必要な箇所に割印をして提出するものとする。

2 落札者が、前項で示した期限内に正当な理由なく契約書、宇治市暴力団排除条例第10条第5項に定める誓約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。この場合第31条を適用して違約金を徴収する。

3 落札者が、落札決定から契約締結までの間に、宇治市入札参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けた時は契約を締結しないことがある。この場合は、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(違約金)

第31条 落札者が契約を締結しないときの違約金は次の各号による。

(1) 入札保証金を納付しているときは、地方自治法第234条第4項の規定により宇治市に帰属する。

(2) 入札保証金が免除されているときは、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

(前払金)

第32条 公共工事の前払金は、入札通知書等で当該公共工事が前払金対象工事である旨を明示したものについて、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証を条件として請求することができる。

第33条 前払金の額は、入札通知等に指示がある場合を除き請負代金のうち、建設工事については当該年度の出来高見込額につき100分の40を乗じて得た額とし、測量・建設コンサルタント等業務については当該年度の出来高見込額につき100分の30を乗じて得た額とする。

2 中間前払金の額は、入札通知等に指示がある場合を除き請負代金額のうち、当該年度の出来高見込額につき100分の20を乗じて計算した金額とする。

3 中間前払金は、契約締結当初における前払金を請求し、別に規定する中間前金払いに係る認定を受け、かつ、前条に規定する条件を満たした場合に請求することができる。

(部分払)

第34条 部分払は、入札通知等で当該業務が部分払対象業務であることを明示したものについて行う。

第35条 部分払の額は、入札通知等に金額について別の指示がある場合を除き、工事又は

製造の請負その他の請負の契約については給付の既済部分に対する代価の10分の9を、物品の買入れの契約については給付の既納部分に対する代価とする。ただし、工事又は製造の請負その他の請負の契約における性質上、可分の給付の完済部分については、その代価とする。

- 2 当該契約において既に前払金（中間前払金含む。以下同じ。）があったときは、支払うべき部分払の金額より前払金を控除した額をもって部分払の支払額とする。

（消費税及び地方消費税の扱い）

第36条 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の落札決定にあたっては、入札通知等に指示がある場合を除き、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100を入札額に記載すること。

（議会の議決を要する契約）

第37条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、予定価格1億5,000万円以上の建設工事に関する契約については、宇治市議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得てから市が設定する契約日に本契約を締結する。

- 2 前項の仮契約の当事者が、入札日の翌日から宇治市議会の議決を得る日までに本市の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。
- 3 前項の規定により仮契約を解除した場合においては、本市は一切の責を負わないものとする。

（その他）

第38条 契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。契約代金の受領委任等実態上の担保とみなせるものについても同様とする。ただし、あらかじめその内容を明らかにして、契約権者の承認を受けたときは、この限りでない。

第39条 建設業退職金共済制度の活用を勧奨していることから、落札業者は原則として当該工事にかかる建設業退職金共済事業本部発行の「掛金収納書」を工事請負契約締結時に提出しなければならない。契約締結後、共済証紙を購入したときも同様とする。

第40条 市の指名停止措置を受けている登録業者は、市の契約についての下請け又は受託する者となれない。また、登録の期限が切れる業者についても指名停止が解除されるとみなされる期間まで同様の扱いとする。

宇治市においては、透明・公正な入札手続及び契約手続をより追求する観点から、入札手続及び契約手続において不透明な働きかけや不正な手続が認められる場合は、厳しくこれを排除すべく必要な措置を行う。

(平成23年4月1日制定)

平成24年5月1日改定

平成25年1月4日改定

平成26年4月1日改定

平成27年2月6日改定

平成27年4月1日改定

平成28年4月1日改定

平成31年4月1日改定

令和元年8月1日改定

令和2年4月1日改定

令和3年4月1日改定

令和4年7月19日改定

令和4年10月1日改定

令和8年4月1日改定